

第1回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年1月21日（火）15：00～17：00
2. 場 所：中央合同庁舎8号館8階特別中会議室
3. 出席者（構成員）：

菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
伊藤 美奈子	奈良女子大学研究院生活環境科学系教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
矢口 明子	山形県酒田市長（全国市長会 行政委員会理事）
山野 則子	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
横山 美江	大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授

(議事次第)

1. 開会
 - ・三原内閣府特命担当大臣挨拶
2. 議事
 - ・最近の孤独・孤立対策の取組について
 - ・今後の孤独・孤立対策の進め方について
3. 閉会

(配布資料)

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 資料1 | 孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議の開催について |
| 資料2 | 孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議運営要領（案） |
| 資料3 | 最近の孤独・孤立対策の取組について |
| 資料4 | 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に関する主な論点 |
| 資料5-1 | 孤独・孤立対策の各種施策の評価・検証の在り方について |
| 資料5-2 | 「孤独・孤立対策重点計画」具体的施策のラインアップ |
| 参考資料1 | 原田構成員提出資料 |
| 参考資料2 | 駒村構成員提出資料 |
| 参考資料3 | 山野構成員提出資料 |
| 参考資料4 | 大野構成員提出資料 |
| 参考資料5 | 宮本構成員提出資料 |
| 参考資料6 | 近藤構成員提出資料 |

○事務局（松木参事官） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」を開催いたします。

座長に議事進行を引き継ぐまでの間、事務局のほうで進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、三原孤独・孤立対策担当大臣から御挨拶をいただきます。

○三原孤独・孤立対策担当大臣 孤独・孤立対策を担当しております、内閣府特命担当大臣、三原じゅん子でございます。

菊池座長をはじめ、構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

昨年6月には、前身の有識者会議における皆様方の御議論などを踏まえまして、孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画を策定いたしました。

本重点計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

政府におきましては、これまで推進法及び重点計画に基づきまして、孤独・孤立を予防する観点から、人と人とのつながりをそれぞれの選択のもとで、緩やかに築けるような社会環境づくり、そして、また、孤独・孤立の当事者や御家族などが支援を求める声を上げやすく、周囲の方が気づき、対処することができる環境整備を推進してまいりました。

しかしながら、我が国におきましては、孤独・孤立は依然として深刻な社会問題であり、単身世帯の増加などを背景として、孤独・孤立の問題が一層深刻化することが懸念されております。

また、私自身、先週15日に能登地方を視察させていただいて、被災地において仮設住宅にお住まいの皆様、支援活動に従事されている方々等とも、車座で意見交換を行ってまいりました。

町内会ですとか、見守り支援を担う住民の方、そして、社会福祉協議会ですとか地域の病院、NPOの方々、リハビリ教室ですとか、畑づくりですとか、そうした工夫を行う中で、御高齢の方をはじめ、お一人で住まわれている方々が、人とのつながりを持ち始めていることを伺いまして、地域の居場所づくり、つながりづくりということが本当に必要だなということを改めて、実感したところでございます。

こうした中で、有識者の皆様から今後の孤独・孤立対策の在り方ですとか、新たな課題につきましても御意見を伺って、また、重点計画の見直しを含め、孤独・孤立対策に関する重要事項についての検討に資することを目的に、本会議を開催することとしたいと思っております。

構成員の皆様におかれましては、今後の政府の対応に関する御意見なども含めて、幅広い観点から御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（松木参事官） ありがとうございます。

プレスの方は、ここで退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○事務局（松木参事官）　ここで、配付資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、議事次第に記載しております、資料１から資料５－２まで及び参考資料の１から参考資料の６までを配付させていただいております。

不足しているものがございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

次に、本有識者会議の委員についてでございますが、資料１の別紙にございますとおり、13名の方々に御就任をいただいております。

内閣官房時代から引き続き御就任いただいている先生方のほか、全国市長会からは、山形県酒田市の矢口市長に、新たに委員として御就任いただきました。

なお、本日は、大野委員、原田委員、宮田委員、宮本委員が御欠席となっております。

また、石田委員、伊藤委員、駒村委員、近藤委員、森山委員、矢口委員、山野委員は、オンラインでの御参加です。

なお、近藤委員は、会議途中での御退出、石田委員、駒村委員、矢口委員は、会議途中からの御参加となります。

次に、事務局でございますが、内閣府孤独・孤立対策推進室の室長以下の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本有識者会議の座長につきましては、昨年度から引き続き菊池委員にお願いしているところです。

これからは、菊池座長に議事の進行をお願いしたいと思います。

菊池座長、お願いいたします。

○菊池座長　御指名いただきました、菊池でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以前、内閣官房に置かれておりました頃から座長を仰せつかっておりまして、孤独・孤立対策、イギリスが発祥でございますけれども、そこから日本でも孤独・孤立対策を始めようということで、まさに大臣のもとで、この会議が、内閣官房、そして、内閣府と行われることになっておるわけですが、私、例えば厚生労働省ですとか、そういった会議にも出させていただいておりますが、とりわけ福祉、人を支えるような領域でありますけれども、内閣府に置かれた孤独・孤立対策の肝は、やはり他府省庁の様々な関連施策を取りまとめる立場にあるということで、厚労省の施策は非常に重要ですが、福祉というのは１つの領域で、こちらは本当に全ての府省庁の関連施策を束ねられる立場にあるということで、非常に大きな役割を持っていると思っておりまして、その意味でも、言い方は悪いのですが、使いようによっては非常に意義深い、国民の皆様のための仕事ができると思いますし、また、こんな政策はやらなくてもいいという人は誰もいない施策だと思いますので、我々委員も引き続き、それぞれの専門の立場から務めさせていただきますが、どうぞ三原大臣におかれまして、御支援といたしますか、引っ張っていただくことを心よ

りお願い申し上げまして、私から一言御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三原孤独・孤立対策担当大臣 よろしく願いいたします。

○菊池座長 それでは、大臣は御公務により、ここで御退席ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○三原孤独・孤立対策担当大臣 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(三原孤独・孤立対策担当大臣退室)

○菊池座長 それでは、議事に入ります前に、まず、本有識者会議の運営について御説明をさせていただきます。

まず、資料1の2の(2)に基づきまして、駒村委員を座長代理として指名させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また「4. その他」にありますように、会議の運営に関する事項は、議長が定めることになってございます。

資料2が、その定めになります。

有識者会議の運営について1及び2で、議事及び会議資料は原則として公開とするものとし、座長が適当と認めたときは公開しないことができること。

そして、3で会議での議論については、議事録を作成して公開するものとし、会議が非公開となった場合は、非公開とした部分について議事要旨を作成して公開することとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、大学で教鞭を執っておられる先生方が多く、ちょうどこの時期、期末試験などが重なってございまして、その関係で恐らく、いつにも増してお忙しい先生方が多いのかなと拝察いたしておりますが、途中参加の先生方もいらっしゃると思いますので、順次進めさせていただきますと思います。

それでは、議事に入りたく思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局(松木参事官) それでは、私から資料の3から資料の5-2まで説明したいと思います。

まず、資料の3「最近の孤独・孤立対策の取組について」を御覧いただきたいと思います。

この会議は1年ぶりぐらいの開催でございますので、この1年間で何が起こったかというアップデート情報を中心に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目、政府のこれまでの主な対応ということでございます。令和3年2月からスタートした施策でございますけれども、これまでの施策を受けた形で孤独・孤立対策推進法が令和5年5月に成立した後、令和6年4月に同法が施行されております。

この法律に基づいて、総理を本部長とする全省庁大臣を構成員とする本部が立ち上がりまして、そこで重点計画が策定されたという動きがございます。

令和3年からいろいろ取り組んできた事業については、令和6年度においても引き続き実施しているという状況でございます。

これが全体像でございます。

次の2ページ目でございます。

いわゆる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査でございます。これは3回目に当たりますけれども、令和5年の調査を実施しております。

全国から16歳以上の個人を無作為抽出で2万人選んで、1万1000件以上から回答があるといった形の調査になっております。

次のページを御覧いただきまして、この調査では、国民のどれくらいが孤独を感じているかなど、基礎的なデータを取得しているわけですが、この3ページ目は、孤独を把握しているための質問となっています。

上が孤独という言葉を使って聞く直接質問、間接設問は、孤独という言葉を使わないで聞くものとなります。

いずれにおきまして、孤独であると答えている方が、大体4割から5割弱ぐらいというデータが出ておりまして、これは令和3年から4年、5年とかけて大きく変動がないというのが見て取れるデータとなっております。

4ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらは、しばしばある、常にあると回答した一番孤独感が強いグループにつきまして、それぞれ属性別に分析したものでございます。

まず、年齢で見えますと、20から29歳が実は一番孤独感が高く出ているといったデータがございます。

男女差については、それほど大きな差はないとか、あと、世帯年収や経済的な暮らし向き、右下のほうにございますけれども、やはり年収が下がっていけばいくほど、あるいは経済的な暮らし向きが苦しくなればなるほど、孤独感が強くなっているといったことが見て取れたり、あと、左下のほう、相談相手がいる、いない、あるいは頼れる人がいる、いないで、やはり、いないという方のほうが、孤独感が非常に強く出ているといった結果が出ていますのでございます。

次のページを御覧ください。

実態調査に続きまして、法律の概要でございます。

詳しい内容につきましては、もう以前に説明をさせていただいたとおりでございますけれども、令和3年から取り組んでいるものにつきまして、令和5年において、基本理念や、それから、この基本理念に沿って、国や地方自治体が負う責務など、基本的な事項を定めた法律でございます。この法律が、令和6年4月から施行されているという状況になります。

次のページを御覧ください。

この法律の中で、総理を本部長とする本部を立ち上げて、そこで重点計画を定めなさい

ということが書いてあるのですけれども、実際、内閣総理大臣を本部長とし、全省庁の大臣を構成員とする会議体を立ち上げて、その下に推進会議と呼ばれる孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全府省庁の局長・審議級を構成員とする会議体を設けているという２段構成にしております。

次のページを御覧ください。

この会議体を用いまして、重点計画を定めたというわけですが、第１回を昨年４月19日に開きまして、ここで総理から重点計画を定めなさいという指示をいただいて、それを受けて推進会議、令和６年の５月14日で各省庁と、いろいろ議論をしたものを踏まえて、第２回の推進本部を令和６年６月11日に開きまして、ここで法律に基づくものとして、初めての重点計画を策定したという流れでございます。

８ページ目でございますけれども、重点計画は法律ができる前から定めておりましたが、その基本骨格に当たる基本方針、この４つの部分については、引き続き維持しているという状況でございます。

１つ目の柱としては、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすること。

２つ目の柱として、状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげること。

３つ目の柱として、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行うこと。

４つ目の柱として、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化すること。この４つの柱を基本方針として立てております。

また、これに加えて、特に重点を置いて取り組むべき事項として、１つ目としては、地方公共団体及びNPO等への支援。

２つ目として、孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化。

３つ目として、エビデンスに基づく評価・検証の取組の推進というものを挙げさせていただいているというのが、重点計画のポイントでございます。

では、次のページを御覧いただいて、次は予算の説明でございます。

いわゆる骨太の方針と言われるものでございますが、６月21日に閣議決定をされまして、その中の「共生・共助・女性活躍社会づくり」という項目の中で、孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿った取組の着実な推進といったことが、しっかり書き込まれているということでございます。

それに基づきまして、次のページでございますが、令和７年度、いわゆる当初予算と言っているものの案の中に記載されているものについて、まず、実態把握を行うための予算、それから、NPO等との連携、これは国における官民連携プラットフォームの運営経費、予算でございます。

それから、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金、これは主として都道府県のレベルのプラットフォームづくりとか、あとは中間支援組織を支援するための交付金とな

っております。

続きまして、補正の関係でございますが、11ページ目でございますが、いわゆる総合経済対策が、昨年11月22日に閣議決定をされまして、その中でも、孤独・孤立対策の推進をしっかりと進めるようにということが書き込まれております。

それに併せて、いわゆる就職氷河期世代を含む中高年層についての社会参加やリスクリテラシーを含めた活躍支援などについても書かれているということでございます。

これを受けて補正予算が、このようになっているというのが12ページでございますが、孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備として4.1億円、これをつなぎサポーターとか、相談ダイヤルとか、あと、月間を含む広報、それから、次の2.4億円でNPO等のモデル調査、それから、24億円、少し額が大きくなってございますが、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金といった交付金がついており、こちらについては、市町村レベルでのプラットフォーム推進づくりと、ほかに、これまで就職氷河期世代に対して行われてきたものを含む広い世代、中高年層の方々に活躍支援も含めた支援を行うための交付金として措置されているところでございます。

次のページでございます。

13ページ目は、国のほうで行っている孤独・孤立対策強化月間の取組の御紹介でございます。

毎年5月を孤独・孤立対策強化月間と位置づけて、実は昨年の5月から本格実施を初めてしているわけでございます。これは、昨年5月の取組の紹介でございますが、左が、いろいろなポスターとか、親しみやすいデザインのホームページなどをつくりまして、普及啓発に努めるとともに、右側、5月の月間中に、＃9999という孤独・孤立相談ダイヤルをやってみたり、あと、メタバース空間を使ったイベントなどいろいろやっているところでございます。

こういった機運醸成のための取組も、毎月5月に、また引き続きやっていくと考えています。

14ページ目でございます。

こちらは、統一的な相談窓口体制の推進でございます。特に電話番号については、いろいろな相談の番号があるということで、それを統一的な＃9999という短縮番号からかけて、いろいろな悩みを受けられるような窓口をつくり、そこから相談員さんがいらっしゃる地域の具体的な支援につなげられないかということを試行する取組でございます。

令和4年度からスタートしておりますが、直近が年末年始の12月25日から10日間やって、その前にゴールデンウィーク中でも、5日間ですけれども、相談ダイヤルを実施しているところでございます。こちら令和7年度も引き続きやっていくことを考えています。

次のページでございますが、つなぎサポーターでございます。

これは、認知症サポーターという有名な養成事業がございますが、こういったものを参考といたしまして、孤独・孤立の理解者を増やすための活動として、こういう認知症サポ

ーター養成講座のような仕組みを設けるという発想から考えているものでございます。

つながりサポーターというのは、身の周りの人に関心を持って、孤独・孤立というのは、個人の責任ではなくて社会構造が変化したことによるのだよといった知識を身につけていただいて、自分のできる範囲で身の回りの孤独・孤立に悩んでいる方を支えてあげてくださいという講座になっております。

令和5年度から試行実施を5か所でやった後、今年度から24か所、今のところ、今月から来月にかけて各自治体とか、NPOさん、それから一部企業などで実施を進めていく予定でございます。

令和7年度以降は、さらにその実施団体の数を増やして続けていきたいと思っているところでございます。

次の16ページ目でございますが、こちらは各地方公共団体、地域におきまして、官民の水平的な連携、官民連携プラットフォームをつくることを後押しするための事業となっております。

令和4年度から実施しておりまして、令和4年度29団体、5年度15団体で、6年度は32団体を対象として、プラットフォームづくりなどを後押ししたところでございます。

都道府県が18団体、市区町村が14団体、これにつきましても、先ほど御説明した交付金を使って、さらに、7年度も続けていくことを考えております。

17ページは、実際事業に手を挙げていただいたところと、6年度が緑、過年度実施がオレンジというところですが、こういった形で徐々に取組が増えていく方向で、引き続き、自治体のサポートをしていきたいと考えております。

あとは細かいデータが続きますので、時間の関係もありますので、次は、少し飛ばして25ページ目まで飛んでいただきまして、こちらは、中間支援組織に対する交付金でございます。孤独・孤立対策担い手育成支援事業でございます。

各地域において、孤独・孤立対策に取り組んでいるNPOさんとかに対して、伴走型支援をする割と規模が大きい、あるいはノウハウをちゃんと持っているような、しっかりしたNPOさんなどが中間支援組織となって支える取組を支援するといったものでございます。

今年度は、9団体を採択しております。26ページ目以降に、そのラインナップを書いておりますが、えんがおさんのような多世代交流の居場所をやっているところとか、気仙沼まちづくり支援センターとか、次のページのむすびえさんとか、こういった中間支援組織を支援しているところでございます。

次、28ページ目です。

こちらは、NPO等の取組モデル調査でございます。

こちらは、中間支援組織のような大規模なところではなくて各市町村で、草の根的に活動されたいと頑張っておられるところを、これは面白い先駆的な取組だなというところをピックアップしているものでございます。

今年度につきましては、77事業を採択してまいりまして、非常に様々な取組を今回も採択で

きたと。

例えば、右上のポッケコタンというのは、メンズ・シェッドによるシニア男性の孤独・孤立の予防といったことを取り組んでいるところとか、あと、左上のクロスフィールズさん、石川県の広域避難者を対象としたつながりづくり、社会的処方モデルづくりという位置づけで、コミュニティの形成とか、地域参加を促すといったつながりづくりに取り組んでいる団体さんといった様々なところを77事業採択いたしまして、モデルづくりに取り組んでいるところでございます。

29ページ目、30ページ目、31ページ目とずっと続いていくのですが、少し細かいので、ここの説明は省略させていただきます。

34ページ目でございますけれども、こちらは国際的な案件の説明でございます。

2021年2月に孤独・孤立対策をスタートしてから、イギリスとか、オーストラリアとか、フランスとか、様々な国との交流をしているわけでございますが、最近の動きとしては、35ページ目を見ていただきまして、2023年11月からWHOの社会的つながり委員会というのを発足いたしまして、ここで当時の孤独・孤立対策担当大臣の加藤大臣が委員に就任して、引き続きここからの議論をしているわけでございますが、日本のみならず、やはり諸外国においても人と人のつながりが薄くなったということに対する問題意識がございまして、これをぜひ一緒に検討しようという動きが、WHOで出ているということでございます。

それ以降、適宜会議が開かれているという状況でございます。

三原大臣になっても、引き続き、このハイレベル会合などを行っているところでございます。

次、36ページ目でございます。

こちらは、孤独死・孤立死の実態把握に関する中間論点整理の御説明でございますけれども、よく孤独死・孤立死というのは、最近話題になったりすることが多いのですけれども、それについて、実態把握をどのようにすればよいかといったことを議論するためのワーキンググループというものを設けております。

まず、ここでいろいろな論理があるのですが、孤独死・孤立死の用語の整理というものが必要だろうということで、孤独死というのは、主観的概念なので、なかなか測定が難しいから孤立死のほうで議論してはどうかとして、では、孤立死の定義をどうするか。

概念的定義は分かるのですが、これは直接観測できないので、操作的定義を設けるべきではないかとなりまして、2番目の操作的定義のところ、例えば、死亡場所についてはどう考えるかとか、自殺の扱いをどうするかといったそれぞれの論点について、有識者の方々にいろいろ参画いただいて議論をしたところでございます。

これは、まだ中間整理という段階でございますが、次の37ページ目を御覧いただきまして、下のほうに孤独死・孤立死の実態把握に関するワーキングで、この有識者会議の委員もされております、石田先生に座長を務めていただきまして、あと2名の方に加わっていただいて、3人のワーキングで開催している。オブザーバーとして警察庁と厚生労働省が

参加いただいているということでございます。

12月19日に中間論点整理を出した後、引き続き、検討していく予定でございます。

以上が資料3に基づいて、この1年間での動きということで御紹介させていただきました。

続きまして、今日の有識者会議で議論いただきたい論点などについての説明ということで、資料の4を御覧いただきたいと思います。

資料の4は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画に関する主な論点でございます。

検討の背景といたしまして、我が国において人口減少とか少子高齢化が進む中で、社会構造が大きく変化していて、孤独・孤立になりやすくなった、誰でも孤独・孤立になるといった世の中になっているといったことを背景として、孤独・孤立対策を推進してまいりまして、令和6年4月に法律もできました。

そこでは、しっかり基本理念も第2条で定められていますし、基本方針、先ほど4つの柱で御説明したものにつきましては、法律に基づいて定めた重点計画においてもしっかり書き込んだところでございます。

また、これも御説明したとおり、重点計画の中で特に重点を置いて取り組むべき事項ということで、地方公共団体及びNPO等への支援、それから孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化、それから重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価検証を通じた取組の推進の3つを挙げているところでございます。

また、こちらも資料3で説明いたしましたとおり、実態調査も令和3年度から3回実施しているということで、大きく変わらない結果が出ていますということを申し上げたところでございます。国民の大体4割から5割弱が孤独を感じている状態というものが見られるというところでございます。

こういった動きを踏まえて、重点計画を昨年の有識者会議の議論なども踏まえて、昨年6月に策定したという流れがあるわけですが、この重点計画について、今後どのように検討していくかといったことを考える必要があるかなということで、主な論点を2つ提示させていただいております。

まず1つ目は「今後必要な施策の検討について」でございます。

重点計画の特に重点を置いて取り組むべき事項の3つあるうちの最初の2つです。1つ目は、地方公共団体やNPO等への支援を着実にを行う観点ということですが、その観点から、今後どういう施策が必要になるのだろうかといったこと。

それから、孤独・孤立状態の予防を目指した取組の観点から、今後必要と考えられる施策は何だろうかといったことを挙げさせていただいております。

また、重点計画の基本方針、4つの柱でございますけれども、この4つの基本方針につきまして、それぞれに関する各施策について、孤独・孤立対策の安定的・継続的な実施の観点から、今後必要と考えられる施策についてどう考えるべきかといったことを、まず、

大きな1つ目の論点として挙げております。

それから、2つ目でございます。「その他、孤独・孤立対策の視点から個別に議論すべきと考えられる事項について」でございます。

例えばとして、まず「分野横断的な多機関連携について」を挙げております。

様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、教育と福祉の連携あるいは福祉と労働分野の連携といった分野を超えた多様な機関による連携が重要になると考えられますけれども、孤独・孤立対策の視点から今後必要と考えられる施策について、どう考えるべきかというのが1つ目の①でございます。

それから、予算のところで少し説明をさせていただきましたが、令和7年度から社会参加・活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金という少し金額も大きいものがあるわけですが、ここで就職氷河期世代を含む中高年層をはじめとする幅広い世代を対象とする交付金ということでございますけれども、地方自治体が個々人の状況に合わせて行う社会参加とか就労支援等を後押しすることとしておりますが、孤独・孤立対策の視点から今後必要と考えられる施策というのは何だろうかといったことを、例示の2つ目とさせていただきます。

それから「単身高齢者等の孤独・孤立の予防に関する取組について」。先ほど、孤独死・孤立死ワーキングの中間整理のことも御説明させていただきましたが、そういう単身高齢者等の孤独・孤立を予防するという取組、今後も単身高齢者自体は増加することは、少し懸念されるのですが、そういった方々の孤独・孤立の予防の観点から必要と考えられる施策は何かといったものを、その他の議論すべきものの例として挙げさせていただきます。

これに限りませんが、こういった様々な観点から、今後必要な施策は何だろうかということを、ぜひ御意見をいろいろ賜れればと思っております。

次に資料の5-1、孤独・孤立対策の各種施策の評価・検証の在り方についてでございます。

これにつきましては、重点計画の特に重点的に取り組むべき事項の3つ目で挙げていたものでございますし、昨年の有識者会議でも、これは結構いろいろ議論をいただいたところでございます。

2つ目の○にも書いてありますけれども、この有識者会議で御議論いただいた際には、重点計画の具体的施策に定める各種施策について、孤独・孤立対策の観点から具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めるべきである。この目標の設定に当たっては、各種施策の実施によって、どのように孤独・孤立の解消に資することを目指すかをナラティブとして示すことや、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する視点を持つこと等が重要である。また、孤独・孤立対策では継続性が大事であることから、利用者数をもってのみ施策の必要性を図るのではなく、施策の改善の在り方の検討等に用いるといった留意が必要である。政府は、引き続き、各種施策の実

施状況の評価・検証の指標について検討を続けるべきである。加えて、孤独・孤立対策として、効果的な支援の手法や効果の測定に関するエビデンスの収集・情報提供にも努めるべきであるとの御意見をいただいたところでございます。

この有識者会議で御議論いただいた意見につきまして、それは重点計画にも反映をさせていただいているということでございまして、次の２ページ目の２ポツの「特に重点を置いて取り組むべき事項」のところにアンダーラインを引いておりますけれども、具体的施策に定める各施策について、具体的目標と達成期間を可能な限り定めましょうと。

２つ目の○で、ナラティブとして示すこと、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する評価の視点を持つことといった、いただいた意見をしっかり反映させていただいているところでございます。

また１ページに戻っていただきまして、こういった流れを踏まえましてということで、２ポツ目の評価・研修の在り方について御議論いただきたいということで書かせていただいております。

こういったナラティブとして各種施策の実施によって、どのように孤独・孤立が解消されるのかということを知りやすくナラティブで示すということもありますし、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定する。それから、施策間連携、福祉と教育、福祉と労働とか、そういった分野を超えるところの連携を評価する評価の視点など、いろいろ挙げていただいておりますが、例えばということなのですが、好事例の横展開などを含めて、こういった評価・検証を通じた取組をどのようにして推進していくかということについて、議論を深めていくこととしてはどうかといった御提案をさせていただいております。

資料の５－２は、これは重点計画で、４つの柱に沿って各省庁の孤独・孤立対策に該当するということで、いろいろ登録といいますか、ここに当たるのだよということを位置づけて並べてあるものなのですけれども、目次のみを御紹介させていただいております。

全部で１４１施策がありまして、それぞれこの事業は、１番目の柱である声を上げやすい社会に資するものととか、この事業は、４番目の水平的連携の構築に資するものと位置づけて、そこに配置してあるということでございます。

これらの施策について、どのようにナラティブを示していくとか、どのように評価・検証をしていけば、より孤独・孤立対策が前に進むのかとか、施策間連携というのは、どのようにして考えた方がいいのかということを議論するということで、対象を分かりやすくするために、この１４１は、こういうラインナップですということを示すという意味で、５－２を用意させていただいております。

以上、長くなりましたけれども、資料３から５－２まで説明をさせていただきました。これに基づきまして、ぜひ皆様から忌憚のない御意見を賜ればと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○菊池座長　ありがとうございました。

それでは、本日の議事、ただいまの御説明も含め、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

時間の関係上、まずは、お一方5分程度でお願いできれば幸いです。私のほうから発言いただく委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、近藤委員が、本日、オンライン参加ですが、途中退席の御予定ということですので、よろしければ、最初に御発言をお願いできればと思います。

○近藤構成員 ありがとうございます。

では、画面共有のほうもさせていただきます。

私のほうは、継続して医療機関での孤独孤立対策の重要性についてお伝えしたく存じます。先ほどの報告でも、体調が悪いという方の孤独・孤立が24%ということで、ほかの様々な指標を見てみても、健康問題というのは、孤独・孤立と最も強く関係していることが分かると思います。

では、これは、病気だから孤独・孤立なのかというと、そうでもなくて、孤独・孤立であること自体が体を悪くしたり、主観的に不健康であると思わせて、それで、病院にも来るということも十分あり得ます。

それで、かねてより私のほうは社会的処方という言葉で、医療機関にかかっておられる、そういった孤独・孤立を抱えている方、これをせつかく病院で出会ったわけですから、そのままにしないで医療機関の方が体の病気だけ見るのではなくて、孤独・孤立という面も地域と連携して対応していくという仕組みを導入していったらどうかということを提案していきまし、そのための医療のいろいろな仕組み、ヘルスケアの仕組みを変えていくことを孤独・孤立対策として推進していったらどうかということをお伝えしてきました。

骨太方針にも3年間にわたり、社会的処方という言葉を紹介していただきました。また、今、送った資料は、そういう形で厚労省が3年間行った社会的処方のモデル事業の取りまとめ資料です。NTTデータ研究所というところが受託してまとめた資料になります。

その中から非常に貴重な知見が得られましたので、それをかいつまんで御紹介いたします。

この事業では、各都道府県の保険者協議会が受託して、地域の基礎自治体と連携して、社会的処方のモデルをつくっていききました。

具体的には、この図に、今、示されていますように、かかりつけ医や、あと保険者、例えば健診事業をしていたところで、孤独・孤立の方々を見つけます。見つかったときに、通常だと、これは健康問題ではないからどうしようもないねと言って、ある意味放置されてしまうのですが、それをせずに、しっかりと社会資源、社会で包摂していく、社会資源につなげていく仕組みづくりを目指してきました。全国9の府県がこれを受託しまして、様々なモデルをつくってきました。

特にポイントとして、このNTTデータ研究所が見いだしたのが、対象とする人を見つける工夫です。例えば、問診票に孤独や孤立に関する項目を入れる活動が共通してみられまし

た。そして、リンクワーカー、つなげる相談員の配置と育成です。これを誰が担うのか、どうやって育てるのかという話が検討されました。

そして、地域の資源をどうやって整備していったり、情報を収集して活用していくかという、社会資源の整備状況というポイントも話し合われ、実践されました。

次をお願いします。

これに対して、様々なモデルができたのですが、次に行ったほうがいいですかね。その次に行ってください。

これが、WHOが出している社会的処方ツールキットというものになります。私も監修に入って一緒にまとめたのですが、それに即して、WHOが社会的処方、このように進めるとうまくいきそうですよということを示した7ステップというのがあります。これに基づいてNTTデータ研究所が、日本のモデル事業をまとめた資料になります。

WHOは、まず患者さんの孤立などの状況を分析すること、実施体制を構築すること。そして、取組の改善や精緻化をしていく、そして、追跡評価をしていくという4段階で仕組みをつくっていきましようと言っています。

日本のモデル事業の中で、まず見られたのは、実施体制については、ほぼほぼ地域包括支援センターが、コーディネーション機関として機能していました。あるいは自治体の中に社会的処方推進室というものを恒久的に設置して行っているところがありました。

そして、主に保健師が中心になってコーディネーションをしていました。

あとは、医療機関や健診の場でアセスメントシートを独自にそれぞれ開発して、活用していました。ここに孤独・孤立の評価項目が入っています。あと、生活困窮等の項目も入ってたりします。

さらに、社会資源のマップ、地域にどんな資源があるのかというのを、みんなでわいわい情報を出し合ってマップづくりをする。そして、それを1か所にまとめて、みんなで共有するという活動がほぼ行われていました。

さらには、リンクワーカーの養成、相談員の養成をしていました。このリンクワーカーは、保健師や看護師、あと社会福祉士が多いのですが、生活支援コーディネーターの方、そして一般市民の方も広く募集してやっているところもありました。

結論としては、専門職でなくても相談事業は可能ということを、モデル事業を行った自治体の皆さんはおっしゃっています。

次の10ページ目ですかね。

この資料は、厚労省のウェブサイトにも公表されていますが、その次をお願いします。

非常に役立つと思うのが、その次のページから掲載されている資料です。

各モデルのところで使われてきたアセスメントシートであるとか、そういったものが公表されています。

例えば、大山町で鳥取県が行ったものでは、このウェルビーイングスターという、健康の問診票の中に経済状況とか、あとは、住まいとか家族や友人との関係、孤独・孤立の間

題、そういったことも踏まえた問診シートをつくって、これを基にリンクワーカーさんが患者さんと相談をする。そこで包摂の取組に結びつけていくということをやっていたり、ドクターの方に情報提供するときの情報シートの中に、生活状況という項目を細かく入れて、生活状況も医療機関に伝えるということをやっていたりとか、様々なアイデアが提示されています。

こういったことを、今後さらに普及展開させていくことがいいのではないのかと思いますし、医療で言うと、今、かかりつけ医の機能強化というのが言われています。そういった議論とも併せて提案していくことを、今後重点的に行っていただきたいと思っています。モデル事業は3年で終了して、今、2分の1の補助事業になっていると伺っていますが、なかなか宣伝もしてなくて、手挙げをしている保険者が少ないそうです。ぜひ、これをしっかりと、ここで終わりにせず、次のステップに進めるような形で展開していただきたいと思います。

時間がかかって申し訳ないのですが、もう一つの資料を。少しだけお願いします。

これがモデル事業をやった中で、私も関わらせていただいた、兵庫県養父市というところで活動しているコミュニティナースの方の報告資料です。

次をお願いします。

リンクワーカーの担い手として、今、非常に活躍しているのが、いわゆるコミュニティナースと呼ばれる方々です。ナースと呼ばれていますが、看護師とは限りません。地域で、まさにリンクワーキングをしたり、地域の住民のつながりをコーディネートするような、つながりサポーターのような方、プラス、まちづくりに担い手になっているような方々、この方々が養父市ではリンクワーカーとして非常に活躍しています。

次をお願いします。

このようにコミュニティナースが自治体の保健師などから支えられつつ、相談をしながら地域の様々な団体同士をつなげて、患者さんや住民の方、孤独・孤立の方を中心とした包摂の枠組みづくりをコーディネートしていました。

このように様々な方がリンクワーカーになれますので、そういった人材も養成していくのがとても大事で、そして、また、地域の方もとても喜ぶ事業になっているという印象を受けます。

余談になりますが、シンガポールでも国の医療機関がウェルビーイングコーディネーターというリンクワーカーを養成して、国のお金で、今、170人ぐらい養成して、病院から患者さんと一緒に相談しながら地域に出て行って、地域での活動の場を一緒に発掘したりということをやっていて、大変成功しているモデルと伺いました。

社会的処方とは、この1年でびっくりするほど、世界のいろいろなところで活動が広がっていると感じます。ぜひ日本もそういった波にのって、この言葉と概念を活用した孤独・孤立対策を進めていただきたいと切に願います。

私からは以上になります。

○菊池座長 大変貴重なお話をいただきまして、ありがとうございました。

近藤委員、1点、最初の資料のモデル事業というのは、厚労省のでしょうか、保険局とか、その所管で行われたものなのですね。

○近藤構成員 そうです。

○菊池座長 それで、もうこのモデル事業の報告書も見られる状況ということでよろしかったでしょうか。

○近藤構成員 はい、モデル事業の報告書は、厚労省のウェブサイトにて全て掲載されています。保険者とかかりつけ医の協働による加入者の予防健康づくり事業というもののサイトに掲載されています。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

○近藤構成員 後で、その辺の情報をまとめて、追加資料として事務局にお渡しするようにいたします。

○菊池座長 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、本日、会場で御参加いただいております、横山委員からお願いいたします。

○横山構成員 それでは、意見を述べさせていただきます。

毎回すばらしい資料と分かりやすい説明を賜りまして、ありがとうございます。

また、このように意見を述べさせていただく機会を頂戴しておりますことに、感謝しております。

私からは、3点意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。資料3の孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備におけるつながりサポーター養成講座のより広い層への実施のところでございます。

昨年の会議のときに、子供たちへの孤独・孤立に関する教育の必要性につきまして、意見を述べさせていただいたところでございますが、早々につながりサポーターの子供版テキストについても着手をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とするには、時間はかかりますが、孤独・孤立に関する子供への教育が重要だと感じております。

そのため、単に子供のつながりサポーターを育成するだけではなく、孤独・孤立に至ったときに、いつでも相談してよいという認識を、子供たち皆が持てるようになることが重要であると思われまます。

孤独・孤立に関する知識を得ることで、子供自身も無理なく声を上げやすくなりますし、さらには、自然に孤独や孤立に至った人にサポートできる人にも成長することが期待されます。

小学校、中学校では、時間割が各教科で目いっぱい詰まっていると聞いております。そのため、夏休みの研修や道徳の時間などに、こういう教育を実施いただければありがたいと思います。

また、このような研修あるいは授業は1回限りではなく、学年ごとに年1回でも実施し

ていただき、孤独・孤立に至ったときに、いつでも相談してよいという認識が子供たちに根づくようにしていただければと思います。そうすることで、いじめの予防、自殺の予防にもつながると思っています。

さらに、子供たちへの教育の効果を検証するために、孤独・孤立の実態把握に関する研究会におきましても、子供を対象とした調査を実施いただき、評価し、子供への孤独・孤立の教育に関する今後のよりよい方向性を御検討いただければ幸いです。

2点目でございますが、孤独・孤立の実態把握に関する研究会において、子育て世代のデータ分析をさせていただきましたが、ひとり親世帯の親は孤独感が強い者の割合が高く、低所得者の割合も高いということが明らかとなっています。

そのため、ひとり親世帯へも引き続き、リスキリング等の御支援を強化いただければ幸いです。

余談ではございますが、フィンランドのニーニスト前大統領が、子供は国の未来と述べられ、フィンランドでは、未来をつくり、未来の納税者である子供への投資は、費用対効果が高いものとして、子育て家族への支援に注力されています。

日本においても、将来を担う子供たちが生まれた家庭環境にかかわらず、自身の能力や可能性を開花できる環境を、ぜひ整備いただけたら幸いです。

ひとり親世帯や困窮している子育て世代への支援は、日本の将来のためにも重要です。幾つかの府県で始められていますが、高校や公立大学の無償化なども政治的な面もあるかと思いますが、可能な範囲で御検討いただければ幸いです。

また、孤独・孤立の全国調査のデータにおいて、相談相手がいない場合に、最も孤独を感じる方が多いということも判明しております。ひとり親世帯の状況を鑑みますと、子育てと仕事で相談に行く時間が取れない現状があると推察されます。

資料3の14のスライドでも記載されていますが、相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、NPOなど関係機関が連携して統一的に24時間相談を受ける相談窓口や、相談と支援をつなぐ連携の強化は大変重要です。

国民個々の情報リテラシーの状況にかかわらず、いつでもどこでも相談でき、相談が支援につながるシステムをぜひ構築いただき、子供を含め、全国民に周知いただければ大変ありがたいと思います。

3点目でございます。

幅広い世帯への社会参加、活動支援等、そして、単身高齢者等の孤独・孤立の予防に関する取組については、現在も進められているワークシェアリングなどをさらに推進していただく必要があると思われます。

そうすることで、幅広い世帯に対し、個々人の状況に合わせて社会参加や就労支援等を無理なくできますし、ひとり親世帯も単身高齢者も引き続き能力に応じて、無理なく仕事を含め、社会参加ができ、社会とのつながりも継続することができます。

特に生産年齢人口が減少していく現代において、仕事内容にもよりますが、能力のある

高齢者の力は重要であると思われます。

テレワーク、フレックスタイム制、時短勤務など、働き方の選択肢を増やしていただき、多様な就労形態が可能となるように、国としても、さらに推進いただければ幸いです。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

それでは、ここからはオンライン参加の皆様からお願いしたいと思います。

では、森山委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○森山構成員 南山大学社会倫理研究所の森山と申します。よろしくお願いいたします。

これまでの資料の中でも、総合経済対策の中で誰一人取り残されない社会の実現というのが掲げられているのですが、孤独・孤立の予防のためには、全体の中からもどうしても少数者になってしまう方への支援とか、対応というのが必要ではないかと思っております。

重点計画の中には、見守り、交流の場や、居場所を確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行うともあるのですが、居場所支援1つとっても、まだまだコロナなどの感染症のおそれもある中で、心だけではなく、体の病気を含めて様々な理由で、相談先などの外に出ることができない人への対応というのも重要だと思っております。

御紹介ありましたように、メタバース空間のプラットフォームについては、様々な御意見があることも承知しているのですが、今後、自身にどのような問題が降りかかってきたのかということなどを提示できたりですとか、相談も自分のことを相談できたりするようなオンライン空間への支援というのも重要だと思っております。

例えば、具体的な相談をしたいと思っても、まだまだデジタル化が進んでいない側面もありまして、まず、資料を対面で取りに行かなければならない自治体もまだまだあるのかなと思っております。

また、幅広い世代への社会参加、活躍支援等もあるのですが、年代としては、物すごく重要なことも分かるのですが、意外と見落とされているのは、高齢者ばかりではなく、AYA世代と呼ばれるような15歳から39歳までの世代でしたりとか、今回も出てきております氷河期世代における孤独・孤立の予防というのも重要だと感じております。

私自身も氷河期世代ではあるのですが、この世代というのは、どこか社会から切り捨てられたような感覚というのが強く残っております。ですので、社会から孤独・孤立を感じることがこの世代がないように、今後の支援でもこの世代への支援というのは非常に重要だと思っております。

さらに、15歳から39歳までのAYA世代への支援については、これは以前の会議でもお伝えさせていただいているのですが、例えば、30代でがんなどの疾患を発病した場合に、悪化してしまった場合であっても介護保険を使うことができなかったりですとか、こちらは、近藤委員のほうがお詳しいと思うのですが、例えば身体の場合は、障害者年金

も受給するまでのハードルが非常に高い状態になっているなどというのを伺っております。

今、まさしく厚生労働省のほうで、高額療養費制度の上限引上げというの也被われてはいますけれども、働き盛り世代でもあるこの世代のがん患者というのは、治療自体が難しくなってしまうおそれがあるのではないかと危惧しております。こちらでも社会から切り捨てられた感覚というのが根づいてしまうのではないかと懸念しております。

重点計画の中で、分野横断的な多機関連携というのが書いてあるかと思うのですが、例えば、複数の問題が重なった場合の支援というのは、まだまだ足りないと言わざるを得ないのかなと思います。

こちらでも以前申し上げましたが、例えば妊娠・出産と母親本人の病気が重なってしまった場合、こちらのヒアリングもさせていただいたのですが、東京都であっても、区によってはほとんど支援が得られない状況になっていると伺っております。

自殺対策の分野でも妊産婦の自殺予防ですとか、がんなどの慢性疾患患者の自殺予防の必要性というのは強く言われているのですが、例えば保育園の入園基準についても、自治体ごとに委ねられていますので、疾病の枠ですと、従来型の入院治療というのが想定されてしまっておりまして、今、多く行われているような通院型の抗がん剤治療などを行っている患者さんについては、想定されていない自治体というのが多くございます。

そのため、自治体によってはステージがかなり高いがん患者さんであっても、子供を保育園に預けることができない、ですので、治療を諦めざるを得ないという現状もございます。

これは孤独・孤立感を強めてしまうということと、追い詰められた場合には、自殺にも至ってしまうリスクがあるのではないかと心配しております。

関連施策一覧の中にも、こども家庭庁による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援というのが挙げられていますけれども、妊娠・子育てと病気の治療支援というのは、別の政策になってしまうために、双方を担当する担当者がいない状況になっている側面があるかと思ひます。

制度自体は変えるというのは、すぐには難しいかもしれないのですが、こども家庭庁などから、このような現状があるということだけでも、自治体向けにお伝えいただくと大変ありがたいと感じております。

妊娠・出産と、このような育児と病気ということの複合的な問題に限らず、仕事と病気でしたりとか、仕事と介護など、複数の問題が重なった場合への支援というのは、まだまだ足りない状況かと思ひます。

妊娠中に妊婦さんが動けない状態に様々な理由でなつた場合の支援というのでも、妊娠中の妊娠休業のようなものが制定されていませんので、妊婦本人が働いていて休職した場合には、傷病手当などがあるにしても、自宅安静などの場合には、家族側が介護休業など取得できないという場合も多くございます。

これまで御説明いただいたとおり、多くの方々が頑張ってくださいっており、すごく政策

としても進めてくださっているのも承知しているのですけれども、実態把握のアンケートに加えて、もし可能でしたら、今後、当事者からのヒアリングですとか、具体的な既存制度の見直し、あとは、つながりサポーターにも、ぜひ相談者からのフィードバックも踏まえて、行政職員の方のサポーター養成、特に、直接一見関係ないように見えるような部署の方にも呼びかけていただいて、相談窓口側の研修も行っていたいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○菊池座長　ありがとうございました。

それでは、伊藤委員、よろしくお願いします。

○伊藤構成員

私も孤独・孤立の専門というよりは、学校臨床のほうでずっと関わってまいりました。

先ほどの横山先生とか、山野先生の資料の中にもございましたように、私自身、学校現場でスクールカウンセラーとかをずっとしてしまっていて、本当にコロナ以降は特にそうなのですが、不登校の数が2倍とか、それ以上とかという割合で増えています。特に小学校低学年の伸び率、増加率の大きさが大きく議論になるところです。

それだけではなくて、校内暴力、暴力件数も上がっていたりとか、あと自殺ですね、全体的には割と減少の世代もあつたりするのですが、やはり10代は増加傾向が続いているところで、大変重大な現象があります。

それと、私自身、ひきこもりの方の相談というのに関わっておりますと、年齢的に30代、40代、50代となっても、どこにもつながりがなくて孤立してしまっている。さらには本人さんだけではなくて、高齢化が進んだ親御さんも社会から孤立して、もうどうしようもないという状態もありまして、その辺りの対応も大きな課題だと感じています。

先ほどの不登校とか自殺とかの背景として、カウンセラーとして関わっていて感じますのが、まず、家庭的な要因としましては、虐待とか、貧困とか、それからヤングケアラー、さらには親子の愛着不全の問題とかが見え隠れするケースが多々ありますし、学校では、いじめとか、友人関係とか、さらには先生との関係というの、最近すごく問題になることが増えています。

その背景にあるものとして、教師の多忙化、多忙化ゆえに余裕がない、そういうところで丁寧に関係を築けないということもあるというのを実感しています。

それ以外にも、性別違和、トランスジェンダーの問題だったりとか、発達特性が背景にあつたりとか、こういった人たちというのはすごく自己肯定感が低かったりとか、不安定であつたりとか、本当に孤立してしまうという現象を抱えていますので、そういったところ全体を変えていかないと、不登校というのはなかなか減らないことかなと思います。

それと、先ほどから委員の先生方の意見にもありましたように、やはり困ったときにSOSが出せないと、そういうことがありまして、例えば、いじめられた子供たちが相談できる

かという問いを調査しますと、小学校では半分ぐらいの子が相談できるのですが、中高生になると、6割は相談できなかつたりとか、あるいは自殺してしまった学生たちが、その前に大学内の相談を利用したかどうかというのを調査しますと、76%がどこにもつながっていないというのがあったりとか、本当に声を上げてほしい対象者が、なかなかそういうSOSが出せないという現状がありまして、学校ではそういう子供たちに研修をしたりとか、SOSの出し方教育を工夫するとか、心理教育のプログラムをつくるとか、いろいろ行っているわけですが、なかなかこれが特効薬というところまで進んでいないのが現状かなと思いますし、それは、ツールとかプログラムをつくるだけではなくて、この人に助けてほしいという大人との信頼関係を構築していくことを同時にしないといけないということも痛感しているところです。

最後に、不登校については、今まで私は主に文科省と関わってきましたが、学校の中に居場所をつくるとか、学校の外にも学びの多様化学校というものをつくるとか、そういった場を確保するというところに、かなり、今、力を使っているし、そこに人を配置する、カウンセラーとか、ソーシャルワーカーとかだけではなく、先生方も含めて、さらにそこでどんな関わりをするか、中身ですね、多職種がしっかり連携して、チームでやっていくことが重要事項として挙がっています。

それ以外に、最近の特徴として私が感じているのが、もう学校だけではない、地域で支えるサードプレイスというところの構築というのも随分と新しいテーマとして挙がっているなと思いますし、あと、先ほども森山先生のお言葉にあったかと思うのですが、ネット上でのサポートとか、新しい試みも随分と進んでいるところなので、その整備をこれからも進めていかないといけないと思います。

最後に、子供を支えるだけではなく、子供支えてくれている大人、親とか、それから先生とか、その方たちを支えるための取組を同時にしていかないと、なかなか成果が上がらないということも痛感していますので、そういう意味では、この試みというのは、縦割りではなく、いろいろなところで行える施策が打ち出せるかなと思っていますので、大変期待しておりますし、何か進められるとありがたいなと思っています。

少し早口になっておりまして、すみません、御迷惑をおかけしましたが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

それでは、山野委員からお願いいたします。

○山野構成員 ありがとうございます。山野です。

配付させていただいた資料を提示します。

○事務局（松木参事官） 今、画面共有のほうをしております。

○山野構成員 追加の内容もありますので、また後で、口頭で言わせてもらいます、すみません。

先ほど伊藤先生も触れてくださったのですが、この自殺の話題について、10代、

20代、AYA世代の話も出ました。10代、20代の施策の必要性ということも、私も強く思います。

その理由は、エビデンスに基づいてお伝えすると、孤独感があるという最も多い層は20歳代だと、今日の資料3の4ページにございました。

さらに、自殺の死亡率の明確な増加について、多いのはどこかと言われると、50代が23.4%という結果になるのですが、平成26年から継続的に赤丸をつけていますけれども、確実に年々年々増えているのが10代です。

下に書いているように、小中高の学生の自殺ということで、500人超え2年続いて、子供たちの自殺が起きているという事実です。ここの未来ある子供というところにしっかり手を打つ必要があるということを強く言いたいと思います。

次をお願いします。

ここは、先ほど先生がおっしゃってくださった不登校というところなのですが、コロナ禍のときに、厚生労働省の依頼を受けて行った調査で3分の1の子供たちが、学校へ行きづらいと答えてました。左側の丸のところですよ。

この子供たちが、結局、行動化している、行きづらいと答えていた子供たちが、実際に不登校になっていっているというのが現状であり、どんどん増えていっているという状況が見受けられます。

このコロナの影響調査は政策提言が目的でした。もちろん同じように、早く予防的対応をしなければならないということを、私は訴えていたのですが、文科省が、スクリーニングも導入して下さっているものの、予算の問題であつたりとか、確実に広げるための制度上の課題があると思っています。

次をお願いします。

こういった現状から、予防的観点と分野横断的視点からのアプローチが重要だと考えています。後でパワーポイントをもう一回お送りしたいと思うのですが、この一番上の行のところには、皆さんの話題にもありましたように、スクリーニングというのは、発見するだけではなくて、制度につなぐということで、私はYOSSというのを開発して、YOSSのSSはスクリーニングシステムのSSなのです。単にピックアップするだけではなくて、最後のSSというのは、スクリーニングをちゃんと支援までつなぐという意味で、そこまでやっていく必要があると思います。これは、後でまた話題に触れますが、具体的に①と②、それを実施するためには、今、伊藤先生からもお話がありましたが、学校における専門職の活用が重要です。しかし、現状では配置基準が、例えばスクールソーシャルワーカーについては、中学校に1人配置ということにもなっておらず、1人で60校を持っている人もいれば、1人で1校をしっかりと入っている人もいるという、全く配置していない自治体もあるという、日本全体で格差のある状況です。

これを、やはり正職化していき、配置基準をしっかりと整備していかないと、スクリーニングで発見して、予防的に対応していきましようと言っても、手が足りないというのが現

状だということにつながっています。

拾い上げていって支援につなぐには、教員に手弁当で対応してもらって、エクセルで実証していた時期もあるのですが、それでは結局つながっていない。結局は、担任が抱えるという結論を出されるのです。幾らスクリーニングをして、予防的に気になる子がピックアップされても、担任が抱えるということになっていました。

ですので、これはITを活用して、クラウドを使って、ピックアップしていく、AIを使っていくところまで、今、来ていますが、そんな必要を感じます。

4つ目は、DXの導入です。今、学習支援ツールなどを利用して子供たちの不安定さも読み取れることも可能になり、どんどん、今、実証実験して進めています。そんなこととDXで教員の手を煩わさないで拾い上げていけることを検討できないか、よりその制度化にもう一步進めないかと思っています。

なぜ学校かというところは、最後に言います、すみません。

では、次をお願いします。

もう少し詳しく説明しているのが、スクリーニングとは何かというのが、左側のスクリーニングシステムというところで説明しているのですが、先生方が日常的にチェックしている忘れ物や、諸費滞納だったり、新たに調査するわけではなく、日々日常、毎日チェックされているものを蓄積していく方法です。月1回だったり学期に1回、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーも入った専門家チームで、ピックアップされた30%ラインと呼んでいますが、30%ぐらいをピックアップしていって、その子供たちを学校のチームで対応する、あるいは地域資源につなぐ、それから、専門家につなぐという形で振り分けていくという仕組みです。

これはAIを活用したシステムで、先ほど申し上げたA判定、B判定、C判定も先生方に視覚的に差が表示されます。これを参考に地域のどこの子ども食堂につなごうとか、どのように声をかけていこうと検討します。情報を地域資源に伝えるわけではないです。伝えるわけではなく、有効に気軽に使っていくということをどんどん下していかないと、せっかく孤独・孤立でもたくさんの居場所ができ、いろいろなことが進んで、貧困のほうでも子ども食堂がいっぱい広がっているのですが、学校から紹介はほとんどないです。それで活用されない。大阪の調査でも、必要な子供が活用されないという状況になっています。

これをやはりエビデンスに基づいてしっかり評価していくということで、後で追加して送りたいと思ったのは、ここにエビデンスということも書いているのですが、例えば、このYOSSの仕組みを使って支援までつなぐということを行った結果、遅刻、早退が96%減少したという実績があります。また、これは、クラウドを使っているか、エクセルかでも違いがあります。

それから、諸費滞納もかなり減少していくという結果が出ていて、さらに大阪の貧困調査を2回実施しており、1回目の調査時はスクリーニングを導入していませんでした。2

回目の間にスクリーニングを導入したことで、このスクリーニングをやっている、ちゃんとシステムでスクリーニングYOSSをやっている学校では、スクールカウンセラーにつながる、スクールソーシャルワーカーにつながるというのが10倍に増え、就学援助などの支援につながるというのも1.6倍に増加しました。一方、そうでないところは支援につながる割合が減っています。就学援助につなぐ割合が減っていたりとか、それから不登校の割合は増えていますし、先ほども話題にありました暴力行為も横ばいだったりです。でも、スクリーニングYOSSを使うことで、暴力行為も3分の1に減っているという、この去年の調査は、新しいデータなのですが、去年の10万件の調査でかなり精度が高く、有意差もあって、このように変化が出ています。

次をお願いします。

こういったITの活用というのは非常に重要だと。

最後にDXのことなのですが、現在、学校や教育委員会のネットワークが分断されています。市役所と学校は分断されている。こういった状況で、文科省のGIGAスクールで、ネットワーク環境を整えようとされているのですが、そこがまだまだ満たさないのが8割もあって、各自治体がそれを実現できないのは費用の問題が非常に大きく、それからベンダーロックイン問題も大きな問題と思っています。これが、公正取引委員会の資料で指摘されているのですが、API連携をしていかなないとDXは不可能なのですが、この標準化がされていないのが半分程度、現場での実感としてはもっと少ないイメージがしますが、そういったことが経産省とか、公正取引委員会の資料で出されているところです。

だから、実際に実行させていく、動かしていくためには、こういったネットワーク環境であったり、ベンダーロックイン問題などを、改善していかないとはいけません。デジタル庁との連携が必要ということになると思うのですが、なかなか絵に描いた餅で、それから予算が確保されていかないと、先ほどの制度化されたり、予算化されるということがなければ、熱心な自治体が、パワーポイント①から④まで並んでいるところ、ここが、やはり制度化されない限り実行は難しい。制度化するということは、実験的にも予算配置をしていかないと、なかなか難しい。ネットワークの問題も、今、文科省で2つの自治体で予算を投げて、ネットワークを標準化していったり、ネットワークをつないでいくということを取り組んでおられるのですが、なかなか遅々として進まずということをすごく感じます。

ですので、ぜひ、冒頭に座長もおっしゃられた横串を刺すというところで、分野横断的に方向性をしっかり出していただけたらということ強く思いました。

先ほどのリンクワーカーの問題であったり、社会資源の問題であったりは、近藤先生のお話を聞いていて、子供分野も同じで共通課題があると思うので、そこに先ほどの養成なども幅広に予算を使えるようにしてもらって、文科省は文科省で別ですとならないような形のつながりサポーターみたいなことを、医療分野であったり学校分野であったりと広がって、アプライできる形にすることを検討していただけたと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○菊池座長　ありがとうございました。

それでは、駒村委員、お願いいたします。

○駒村構成員　よろしくをお願いいたします。

私も資料を御用意させていただいております。1枚ものと、あとは、近々行われるので御参考までのチラシということで2点。

最初のほうにフローチャートの、これからですね、これは今、皆さん先生方がお話しされたようなことを単に絵にしたものでございます。必ずしも網羅的ではございませんけれども、経済、世帯の特徴、健康問題あるいは年齢とか属性、こういったものが、様々独立に影響を与えているという状態で、そこから出てきていく課題というのが、孤独死とか、社会不信とか、低い幸福感、自殺・短命と。

今、私は内閣府と認知機能の低下がもたらす経済問題なども研究をしておりますので、その分析をすると、認知機能が低下すると、特殊詐欺、投資詐欺、消費者問題が発生する確率が上昇します。

これに孤独・孤立が加わると、さらに状況は悪化するということになりますので、孤独・孤立と認知機能の低下というのは、双方向に影響を与えつつ、今までもお話がありましたけれども、さらに、そういう高齢者、高齢者だけではないのですけれども、リスクを高めることが分かっているということです。

今日、事務局から課題で提示されたもので、2つほど、私は着目しておりまして、1つは、地方自治体への訴求というか支援といった部分、それから、分野横断的なものの取組という話がありました。

地域の互助の中で、こういうものに対応していくというのがあるわけですし、最近の動きとしては、地方自治法が改正されておりまして、指定地域共同活動団体といったものが、地域住民の様々な取組に関して、いろいろ応援できるということも出てきていますので、互助というものに、いろいろなアプローチも可能になっていると。

それから、横断的ということで、先ほども教育と福祉の連携とか、よく言われているのは農福連携といったものがございます。

私は、パンフレットのほうで、シンポジウムが1月29日に開催される予定でございますので、御参考までにと。直ちに孤独・孤立の問題ではありませんけれども、この2ページのほうを見ていただくと、実は金融と福祉の連携というのが、今、非常に大きく広がってきていることになります。金融機関の店頭で、この活動報告2－1のところなのですけれども、自治体の中と金融機関が、金融と福祉をめぐる連携を進めていると、金福連携ということであります。

これは、どういうことをやられているのかということで、4自治体の御紹介をしていく予定でありますけれども、金融機関の店頭で見つかる認知機能の低下された方、あるいは孤独・孤立で非常に危ない方を、どう福祉機関のほうにつなげていくのかということでご

ざいまして、これについて、9月に高齢社会対策大綱が成立しまして、地域における高齢者の見守りに、地域の様々な産業、企業が連携していくということが、今、進んでいると、その具体例が、ここに紹介されておりますので、これは今日、個別具体例、自治体と金融機関がどう連携していくのかというのは、今日は、ここであまり申し上げる時間はないのですけれども、そういうものが実際にあるのだということでございます。

では、パワーポイントのほうにもう一回戻っていただいて、申し上げたいことは、従来の福祉の関係者だけで対応するというのではなくて、まさに多分野連携、分野横断的な取組など、民間企業も連携する余地があると、互助を支えるために民間企業が、本業でが大事なのです。この地域問題を一緒に解決することができている、その可能性があるのだと。それも実際にやっているのだということでございます。このことは、時々商助と呼ぶこともございます。

最後のほうに、事務局が各省庁の様々な取組を紹介されています。しかしながら、もう少し商助に近いようなことは、各省庁は動いておりまして、例えば金融庁は、地域商社と、これは地域起こしのほうの性格があるのですけれども、地域商社というものとか、銀行等高度化会社と、地方銀行は、地域の様々な諸問題を本業の中で解いていくと、関連の中で解いていくという問題の解き方もありますので、この従来の、福祉関係者、医療関係者、教育関係者、これは従来存在し、さらに連携強化が必要ですが、さらにその枠を超えた地域資源を使っていくことを考えなければいけないのではないのかと、このように思っております。

すみません、ここで強調しておきたいのは、よくあるのは、よくこういう話をすると、地域食堂に寄附してもらっているとか、そういう話を聞くことがあるのですけれども、CSRの話をしているわけではないということは、強調しておきたいと思います。

企業の本業の中での地域の課題を解くというところが大事だということで、こういう動きが実際になるということを御紹介しました。

以上です。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、今回から委員としてお加わりいただくことになりました、矢口委員から、よろしくお願いいたします。

○矢口構成員 こんにちは。山形県酒田市長の矢口明子と申します。今回、初めて参加をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

山形県酒田市は、山形県の日本海側に位置する人口約10万人、今は10万人を切って9万5000人程度ですが、そのような自治体でございます。

前の加藤大臣の選挙区でございまして、また、去年は豪雨災害もございましたものから、今、仮住まいをされている方々、地域を離れて過ごしている方が、孤独・孤立にならないようにということで、今、まさに注目しているテーマでございました。

今日は、3点お話しできればと思います。これからの必要な施策ということで、ひきこ

もり支援、2つ目が孤独対策、3つ目が孤立対策ということで、お話をさせていただければと思います。

山形県酒田市では、令和4年度から、ひきこもり支援事業に大変力を入れておりまして、今年度、令和6年度は国庫補助事業も活用させていただいて、市内の支援団体の活動継続、それから、新たな担い手の確保を目的として、ひきこもり支援団体への助成事業を開始しております。

こうした取組の中から、継続的な相談会の実施や、アウトリーチを通じた伴走支援の取組が、ひきこもり支援において一定の役割を果たしていると感じております一方で、それらの活動から次のステップに移行しようとするときに、具体的には就労支援ということですが、就労に進もうとするときに、年齢あるいは所得あるいは医療機関受診の有無など、各分野の制度を利用するための要件が障壁となって、適切な支援先につながる事ができずに、その場に停滞してしまうという方が一定数おります。

年齢というのは、若者サポートステーションが酒田にもございますが、年代が限られている、あるいは所得あるいは資産、要するに生活困窮でないと判定されると制度につながれなかったり、あるいは障害者であるという認定がないと、障害の制度が受けられないということで、このような制度のはざまに陥ってしまう方が、何とか就労につながっていきけるような制度が、もしあれば、よりスムーズにいくと感じているところであります。

また、一方で、ひきこもりということは、特段、その方が問題を感じていなければ、個人の生き方の選択肢でありまして、また、現代においては、よくあることですので、ひきこもりということは、必ずしも悪いことではないと、恥ずかしがることではないのですよということで、スティグマ対策も並行して進めていくことが、やはりそういった方々が支援を必要としたときにつながれることになるのではないかと感じております。

先生方がおっしゃっていますように、いろいろ予防的観点からの仕組みづくりが重要だと思いますので、孤独や孤立を感じている方、緩やかに社会とつながり続けられるように、特にひきこもりの方の居場所の創出、雇用機会の推進など、自分らしく生きるための選択肢をできる限り多く提供することが大事かと思っております。

2つ目の孤独対策でございますけれども、孤独は、主観的に孤独に感じている方ということですが、広域的な相談窓口の必要性、それから、適切なアセスメントを支援するツールと申しますか、資源が必要ではないかというお話でございます。

基礎自治体、大変狭い世界ですので、相談窓口にいる人が知っている人だということもありますので、距離が近い市役所の窓口には相談しづらいという方もいらっしゃると思いますので、やはりもう少し広域的な相談窓口が必要ではないかと感じております。

また、孤独を感じる原因は様々でありまして、例えば、思春期、更年期、産後鬱、マタニティブルーなどは、ホルモンバランス、健康上のことでございますし、また、いじめ、育児、モラハラなどは、社会的な阻害ということで、原因が全く違いますので、その辺を適切にアセスメントして支援につなげていくためのツールと申しますか、手段として、例

えば、適切にアセスメントができるようになるためのマニュアルがあったりですとか、あるいは市町村がアセスメントして大変判断に困るときには、県あるいは国のほうで助言してくださるような支援カウンセラーのような方が、国、県のほうでいれば、大変市役所の職員としては、ありがたいということでございます。

3つ目の孤立対策ということですが、客観的に孤立をしている方ということですが、酒田市に限らず、様々な対策がこの分野はなされていると思います。社会資源へのアクセスができない、あるいは不足している状態と捉えますと、交通アクセス、買い物へのアクセス、あるいは酒田は、今、雪が降っていますから除雪対策など、様々な施策をしておりますけれども、どこまでやればいいのかと非常に悩むところもございますので、地域の事情によるという考え方も大切なのですが、ナショナルミニマムと申しますか、ここまでは必要ではないかという何か基準、あるいは孤立の定義のようなものもありますと、大変、私たちが政策を進める上では、安心して取り組めるかと思っているところであります。

以上3点、初めてでしたけれども、地方自治体の立場から、担当部署と一緒に意見を申し述べさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

そして、石田委員なのですが、今日御参加予定ということでしたが、急遽御欠席という御連絡をいただいております。

ということで、御出席の皆様の御意見は頂戴させていただきました。

なお、本日御欠席の委員の皆様から御意見をいただいておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○事務局（松木参事官） 本日御欠席の原田委員、大野委員、宮本委員からそれぞれ参考資料1、4、5という形で、御意見を提出いただいておりますので御説明させていただきます。

まず、原田委員の参考資料1でございます。

今後の孤独・孤立対策の進め方についての御意見ということで、大きく2つ御意見をいただいております。

1つは、予防という視点を広げることが重要ではないかというところ、もう一つは、地方自治体レベルでの実施に向けてでございます。

まず、1点目の予防でございますが、基本方針の1つ目の柱のことかと思えます。孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会と書いてはあられるのけれども、そもそも孤独・孤立に至らないような予防の観点が本来は重要ではないかと。

そのような予防のためには、教育改革と地域づくりの2つが重要であるという御意見でございます。

まず、教育改革のほうは、幼少期からのともに生きる力を育む教育、あるいは豊かな人間関係づくりといった要素は、教育改革の要素として必要ではないかと。

ただ、これに対応する施策が、現在の具体的施策の141のラインナップの中には入っていないのではないかと。

今後こういった観点が必要ではないかというのが、教育改革のほうでございます。

それから、地域づくりのほうにつきましては、具体的にNo. 90という地域おこし協力隊の強化という施策を例として挙げておられますけれども、こういった施策につきましては、総務省だけではなく、関連施策として農林水産省や国土交通省の施策も関連して、孤独・孤立を生まない地域づくりといった取組が行われていると。

こういったものを、今、アウトリーチ型支援体制の構築という項目でくくられているけれども、もう少し広く、人間関係を豊かにする地域づくりなどとしてはどうかといった御意見がございます。

それから、もう一つの地方自治体レベルでの実施でございますけれども、ここにおいては、地域共生社会、包括的支援体制というものが非常に重要になってくるという御意見でございます。

現在、No. 77で、地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進というものが重点計画に登録されているわけですが、これが31施策の中の1つとなっているのだけれども、もう少し中核的な体制に係るものとして位置づけてはどうか。

その際、孤独・孤立対策地域協議会、これは孤独・孤立対策推進法第15条で、自治体に努力義務として設置がかかっているものでございますけれども、こういったものの場で検討する具体的な支援のようなものについて、重層的支援体制整備事業を活用していくといったことが求められるのではないかと。

ただし、いずれも、地方自治体の福祉部局に丸投げすることではなくて、孤独・孤立対策は全庁を挙げて取り組む社会課題であるという庁内連携の仕組みが前提にあることであるといった御意見をいただいております。

これが原田委員の御意見です。

続きまして、大野構成員の提出資料、参考資料4でございます。

大野委員からは、まず、資料4の重点計画の主な論点についての御意見でございます。

今後必要な施策の検討については、重点計画に沿って施策を進めるべきであることから、NPO等への支援を着実にやる視点や、孤独・孤立対策の安定的・継続的な実施の観点から検討することに賛成する。

その他の例示をさせていただいていた論点につきましては、例に挙げていた分野横断的な機関連携、幅広い世代への社会参加活躍支援等、それから、単身高齢者の孤独・孤立の予防に関する取組について検討することにも異論はない。

なお、単身高齢者の予防に関する取組については、重層などを使った取組が進められているところ、埼玉県でやっているようなまちづくりの視点などの幅広い視点からの施策検討も必要ではないかという御意見があります。

もう一つの資料5－1、評価検証のほうにつきましては、各種施策の評価・検証を通じ

た取組を推進する観点から、好事例の横展開などを含めて議論を深めていくことには賛成である。

議論を深める上では、昨年度の会議で大野委員からも御意見をいただいておりますが、アウトプットではなくてアウトカムのほうを重要視すべきではないか。

それから、実態調査による指標の変化を追跡する必要性があるのではないか。

それから、孤独・孤立対策に係る団体の運営能力の向上を効果として考慮していくことが必要ではないか。

それから、地方の特性を生かせる部分を示すことで、地方の取組を促進するといった視点が重要ではないかという御意見でございます。

また、好事例の横展開について、埼玉県で「つながるSAITAMA大賞」というものを創設いたしましたして、優れた取組に対して表彰するといった形で、その取組の普及発展を図っている。こういった各地域の取組を踏まえた国と地方の役割分担などを整理することも必要と考えるという御意見でございます。

それから、参考資料5、宮本構成員提出資料でございますけれども、宮本委員から、実際、自治体やNPOの関係者から時々聞かれるものということで、大きく2点、御意見をいただいております。

まず、重層的支援体制整備事業と孤独・孤立対策の関係と。両者は相互に深く連携するということだが、どう対応しているのかということは明確ではないのではないかと。

重層事業そのものは、非常に広い施策になっておりますが、全庁的な広がりを見込んでいるということは、孤独・孤立対策と同様に、重層でもそこを目指しているということであるが、その第1号から第6号まで、重層事業がございますが、重点計画との対応を含めて説明を補強する必要があるのではないかとといったことが1点目でございます。

2点目は、重点計画をどう地域で実践していくかということに関しての御意見でございます。

重点計画では、私からも御紹介いたしましたとおり、4つの基本方針というものを示しているということでございますが、今、各省の141の施策の登録が、それぞれ、これは①、これは④とか、それぞれ登録をされていることなのだけれども、こういった割り振りの仕方については、また考慮する必要があるのではないかと御意見でございます。

現実には、例えば、③というのが、フードバンクを活用した事業、つながりを実感できる地域づくりといったところが、①の刑余者支援にも活用できるのではないかとといったことなどが例示としてされております。

次のページに行きまして、1つの事業で、①から④までの複数に該当するものもあれば、複数事業を組み合わせることで、①から④の課題が全体として達成されている場合もあるのではないかと。

したがって、関連事業の事例というのは、①から④の基本方針とは少し次元が違っているのではないかと御意見でございます。

それから、Ⅱで挙げられた諸事業、要するに141の施策について、自治体と地域のイニシアチブで連携、複合して効果を高めるなど、重点計画の包括的な提起で初めて達成し得た連携の好事例のようなものを示すことができれば、自治体や地域でも、具体的にどうやって連携すればいいかといったイメージが湧きやすいのではないかという御提案でございます。

以上、御欠席の委員の提出資料について御紹介をさせていただきました。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

皆様からの充実した議論のおかげをもちまして、かなり時間的には、いっぱいいっぱいになってきてございます。

私からは、時間もないので、委員の皆様の御意見を拝聴していた中で、少しだけ思ったことなのですが、様々な御意見を頂戴いたしまして、とりわけ、医療、教育、福祉といった分野との連携と申しますか、そういった御意見を頂戴できたかと思うのですが、その中で、教育から離れてからの、いわゆる若者ですね、若者支援と最近言われていますけれども、氷河期世代のお話はいただいていますけれども、この若者のところ、これは福祉施策、社会保障の中でも、ここは施策がないのではないかと、今、問題になっているところで、これから取組がなされていくと思いますが、少しそこに目を向けたほうがいいのかという気が少しいたしましたというのが1つ。

そして、原田委員、それから宮本委員のお話にありましたが、私も前から申し上げていたつもりなのですが、百四十幾つの施策を挙げていただくのも大事なのですが、やはりその中で、どこに着目、めり張りですね。特に、この施策を進めるに当たって、どこに重点を置いて、その関連の省庁と、とりわけ強く連携していくかという、そこを出していかないと、なかなかめり張りの効いた施策の推進が難しいのかなという気がいたします。例えば、原田委員からございましたけれども、これは福祉の観点ですけれども、今、地域共生社会の在り方検討会議というのをやっていて、来年、社会福祉法改正につながっていきますけれども、その中でも、やはり重層的支援体制整備事業ですとか、包括支援体制の整備とか、そこをどうしていくかという議論をしていますけれども、まさに、この孤独・孤立対策と重なる部分が大いわけですね。

そうだとすると、百四十幾つある中でも、やはりここは1つの重点領域として関連省庁と連携しながら、どう進めるかというのを考えていくということがあるでしょうし、今日のお話の中で、教育ですね、なかなか文科省だけでは進めてもらえないような部分があるというお話もあったように思うのですけれども、それは、こちらのほうからいろいろプッシュすることで、さらに施策が進むように連携してやっていこうとか、医療の話もあったと思うのですけれども、そういった形で、全て百四十幾つ同じように進めることができないので、もっともっと集約化して連携していくという視点が必要なのかなと、今日、委員の皆様からの御発言で感じたところでした。

もう一点、申し上げさせていただくと、やはり地域という話がいろいろなところに出てきて、これも福祉の中で地域づくりと言われてはいますけれども、ただ、福祉の中で、社会

福祉法では、あくまで地域福祉の推進という法目的があつて、それとの関連での地域づくりなのですね。だから、問題意識はあつても、やはり法律の立てつけがあつて、それ以上のまちづくり的な、そういうところまで、やはり福祉からのアプローチだけでは難しいですね。あくまで基本は個別支援という形になりがちなので、でも、そういった、まさに個別支援を超えた地域での様々な連携とか、そういったものをまさに、この孤独・孤立対策の中で進められるという、そういう意味でも、ぜひ連携しながらやっていただくと、さらに国全体の施策としての進捗というのを図れるのではないかと思った次第です。

以上でございます。

すみません、もう時間が参ってしまいまして、どうしてもこのことは言っておきたいというのがあれば、委員の皆様から御発言をいただければと思いますが、追加で御発言をお求めの方はいらっしゃいますか。

山野委員。

○山野構成員 すみません、お時間がないところ、ぜひ今の菊池先生のお話は、本当にそのとおりで、その方向でぜひと思います。

私が言っている教育とは、全数把握で、親も含めて、やはり大きな改革というか、考え方の根本から変えていかないといけないので、横山先生がおっしゃられたように、子供たちに教育するということも、もちろんなのですけれども、教育という単なる学校ということと言っているだけではなくて、全数把握で全ての人に影響をもたらすことができるので、その場での仕組みづくりとか、予防、孤独・孤立という観点を、いろいろな意味で大人にも当たり前になるよう入れていける、システムを入れることもその一環としても貢献すると思います

ですので、単なる、そこにいる子供、学齢児というイメージだけではない、その親、関わる地域、大きく変えていける、これからの子供たちをつくる場所だという、その子供たちが大人になっていくということも含め、制度改革も、そこにこそ必要ではないかと思った次第でした。

すみません、補足です。ありがとうございました。

○菊池座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、すみません、時間が尽きてしまいましたので、本日の議論はここまでとさせていただきます。

様々な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、事務局からお願いいたします。

○事務局（松木参事官） 今日もうありがとうございました。

次回の会合につきましては、また、日程調整をさせていただいた上で、事務局から改めて御連絡をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○菊池座長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。

お忙しい中、どうもありがとうございました。